

伊万里市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第12号

### 伊万里市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 3 国見台球技場夜間照明施設使用料（片面）の部大人・小人（幼児以上高校生以下）の項中「1, 570円」を「1, 100円」に改め、同表 6 国見台野球場夜間照明施設使用料の部大人・小人（幼児以上高校生以下）の項中「3, 140円」を「2, 200円」に改め、同表 8 国見台庭球場夜間照明施設使用料（1面）の部大人・小人（幼児以上高校生以下）の項中「150円」を「110円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可する使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可した使用に係る使用料については、なお従前の例による。